

警察公論第 80 巻第 1 号付録「論文 2025」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P74 刑法 017 事後強盗罪	
誤	2 事例の検討 以下の検討から甲は事後強盗罪の刑責を負う
正	2 事例の検討 以下の検討から甲は事後強盗 未遂 罪の刑責を負う

P236 刑法 017 事後強盗罪	
誤	1 結論 甲は、事後強盗罪の刑責を負う。
正	1 結論 甲は、事後強盗 未遂 罪の刑責を負う。

P237 刑法 017 事後強盗罪	
誤	4 事例の検討 (2) 事後強盗罪 ア 甲は、Aが逃走を妨害してきたため、このまま捕まるわけにはいかないと して、Aを突き飛ばし、うづくまらせているので、窃盗犯人が、逮捕を免れ る目的で、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたといえる。 イ 甲がAに暴行を加えたのは犯行直後のことであり、犯人を逮捕し得る状況 の存在する場合であったことから、窃盗の機会の継続中であるといえる。 ウ 以上から、甲には、事後強盗罪が成立する。
正	4 事例の検討 (2) 事後強盗罪 ア 甲は、Aが逃走を妨害してきたため、このまま捕まるわけにはいかないと して、Aを突き飛ばし、うづくまらせているので、窃盗犯人が、逮捕を免れ る目的で、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたといえる。 イ 甲がAに暴行を加えたのは犯行直後のことであり、犯人を逮捕し得る状況 の存在する場合であったことから、窃盗の機会の継続中であるといえる。 ウ 甲は何も取らずに逃走しているので、窃盗は未遂にとどまる。 エ 以上から、甲には、事後強盗 未遂 罪が成立する。

P270 刑事訴訟法 03 インターネット上の名誉毀損に係る告訴期間	
誤	<p>問題</p> <p>令和6年5月1日、A女は自己のスマートフォンに面識のない男らから不審な電話が相次いだため、その相手に電話番号の入手先について問いただしたところ、A女の顔写真が別人のヌード写真に貼り付けられた合成画像とともに、氏名と電話番号がインターネット上の掲示板に掲載されていることが分かった。A女は元交際相手甲男の仕業と考えて確認したところ、甲男は画像の加工及び掲示板への掲載を認め謝罪した。</p>
正	<p>問題</p> <p>令和6年5月1日、A女は自己のスマートフォンに面識のない男らから不審な電話が相次いだため、その相手に電話番号の入手先について問いただしたところ、A女の顔写真が別人のヌード写真に貼り付けられた合成画像とともに、氏名と電話番号がインターネット上の掲示板に掲載されていることが分かった。同日、A女は元交際相手甲男の仕業と考えて確認したところ、甲男は画像の加工及び掲示板への掲載を認め謝罪した。</p>

P271 刑事訴訟法 03 インターネット上の名誉毀損に係る告訴期間	
誤	<p>4 事例の検討</p> <p>(1) 名誉毀損罪は親告罪であり、告訴期間の制限を受ける。A女は、令和6年6月1日に、甲男が本件名誉毀損行為の犯人であることを確認している。</p> <p>(2) 犯罪行為はA女が告訴した令和6年12月1日の時点で終了していないため、A女が犯人を知った令和6年6月1日は、告訴期間の起算日にはならない。</p>
正	<p>4 事例の検討</p> <p>(1) 名誉毀損罪は親告罪であり、告訴期間の制限を受ける。A女は、令和6年5月1日に、甲男が本件名誉毀損行為の犯人であることを確認している。</p> <p>(2) 犯罪行為はA女が告訴した令和6年12月1日の時点で終了していないため、A女が犯人を知った令和6年5月1日は、告訴期間の起算日にはならない。</p>

P284 刑事訴訟法 10 逮捕状を所持しないで逮捕できる場合	
誤	<p>2 現行犯逮捕</p> <p>(1) 意義（刑訴法 199 条 1 項）</p>
正	<p>2 現行犯逮捕</p> <p>(1) 意義（刑訴法 212 条 1 項、213 条）</p>

P285 刑事訴訟法 10 逮捕状を所持しないで逮捕できる場合	
誤	<p>3 準現行犯逮捕</p> <p>(1) 意義（刑訴法 212 条 2 項）</p>
正	<p>3 準現行犯逮捕</p> <p>(1) 意義（刑訴法 212 条 2 項、213 条）</p>

以上